令和４年７月27日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省健康局においてガイドラインの一部が改正（本年８月１日施行）され、別添のとおり日本医師会を通じ、本会に対し周知方依頼がありました。

本件は、臓器移植法改正後10年以上が経過したことに伴い取りまとめられた、臓器移植医療のあり方に関する提言（本年３月）に基づき、改正されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267